

2017年4月

## 株主総会において代表取締役を選定することができる旨の定款の有効性 (平成29年2月21日最高裁第三小法廷決定)

弁護士 増田 健一 / 同行村 洋一郎

本件は、非公開会社・取締役会設置会社である株式会社における、取締役会の決議に加え、株主総会の決議により代表取締役を選定できる旨の定款の規定の有効性が争われた事案である。最高裁第三小法廷は、本年2月21日付けで、当該定款の規定は有効であると判断した。

### 1. 本件の概要・下級審の決定

本件は、A社の代表取締役であったXが、平成27年9月30日に開催されたA社の株主総会(以下「本件株主総会」という。)におけるYをA社の取締役に選任する旨の決議及び代表取締役に定める旨の決議は無効である等と主張して、A社及びYに対し、Yの取締役兼代表取締役の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令の申立てをした事案である(第一審:千葉地方裁判所木更津支部平成28年1月13日、第二審:東京高等裁判所平成28年3月10日)。

A社は、非公開会社(定款上、全ての種類の株式について譲渡制限が付されている株式会社)・取締役会設置会社であるところ、A社の平成27年変更定款には、「当会社に代表取締役1人以上を置き、取締役会の決議によって定めるものとする。ただし、必要に応じ株主総会の決議によってこれを定めることができるものとする。」旨の定め(以下「本件定款規定」という。)があった。

下級審においては、①過去に複数回行われたと主張されるA社株式の譲渡やA社株券の発行を巡って、本件株主総会時におけるA社の株主が誰であったか(A社の株券の有効性、A社株式の承継取得や善意取得の有無等)、また、②過去に複数回行われたと主張されるA社定款変更を巡って、本件株主総会時におけるA社の有効な定款が何れかが争点となった。②の争点につき、下級審は、上記規定を含む平成27年変更定款がA社の有効な定款であると認定し、本件定款規定の有効性を認めた。

## 2. 最高裁決定

上告審では、本件定款規定の有効性が争点となり、最高裁は、

「取締役会を置くことを当然に義務付けられているものではない非公開会社(法 327 条 1 項 1 号参照)が、その判断に基づき取締役会を置いた場合、株主総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができることとなるが(法 295 条 2 項)、法において、この定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はない。そして、法は取締役会をもって代表取締役の職務執行を監督する機関と位置付けていると解されるが、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会の権限(法 362 条 2 項 3 号)が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえない」

とした上で、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であると解するのが相当であるとした。

会社法制定以前には、株式会社の代表取締役の選解任や株式の譲渡承認等、定款をもって株主総会の権限とすることができるか否かについて解釈上争いがある事項が存在した。しかしながら、立案担当者によれば、会社法ではそれらの事項を含めて「株式会社に関する一切の事項」が株主総会の権限となりうることを前提とし、取締役会設置会社において定款で株主総会の決議事項とすることができる事項については、特に制限を設けることはされなかった(相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説(別冊商事法務 295 号)』商事法務(2006 年)76 頁)。会社法では、株式会社と有限会社との統合がされたことにより、取締役会設置会社であっても、その実態は内部的には有限会社に近く、対外的な関係を考慮して法定の「取締役会」を設けるにすぎないという場合もあると考えられるため、代表取締役に対する内部的な監督機能の一つであるその選解任を、主として取締役会が行うのか、株主総会が行うのかも、各会社の実情に合わせて、定款で定めることとしても差し支えないものと考えられると説明されている(同上)。なお、明文の規定がない限り、定款で取締役会等の法律上の権限を奪うことはできないため、定款で株主総会の決議事項を拡大した場合、株主総会と取締役会の決議事項が重なることとなる場合があるとされる(相澤哲、葉玉匡美、郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法 千問の道標』商事法務(2006 年)262 頁)。会社法第 362 条第 2 項第 3 号は、取締役会は、代表取締役の選定及び解職を行うものとし、また、同条第 3 項は、取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならないとする。取締役会にこれらを全く認めないことを許容する会社法上の明文規定は無いため、上記の立案担当者の説明によれば、定款の定めをもってしても、取締役会に代表取締役選定権や解任権を与えず、株主総会の専権とすることはできないと考えられる。

最高裁決定は、上記の考え方に沿ったものと評価でき、実務上参考になると思われるため、ここに紹介する。なお、上記の立案担当者の説明は、非公開会社か公開会社かを明示的に区別しているようには思われませんが、最高裁決定は、明示的に非公開会社における本件定款規定の有効性を判断しており、最高裁決定が公開会社にまで及ぶのかは明らかではなく、決定の文言からはむしろ、公開会社には最高裁決定の射程は及ばないようにも見受けられる。また、上記の通り、定款の定めにより取締役会の代表取締役解任権を奪うことはできないと考えられるため、定款の定めにより株主総会の決議によって選定された代表取締役も、取締役会の決議によってその地位を解職されうることになると思われる。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 増田 健一([kenichi.masuda@amt-law.com](mailto:kenichi.masuda@amt-law.com))  
弁護士 行村 洋一郎([yoichiro.yukimura@amt-law.com](mailto:yoichiro.yukimura@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[ctg-newsletter@amt-law.com](mailto:ctg-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins1.html>にてご覧いただけます。